

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月4日

【会社名】 株式会社MAGねっとホールディングス

【英訳名】 MAG NET HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 嘉仁

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目9番2号

【電話番号】 03-6823-1150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務部長 吉田 智大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目9番2号

【電話番号】 03-6823-1150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務部長 吉田 智大

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社MAGねっとホールディングス
(所在地)東京都港区赤坂3丁目9番2号

1【提出理由】

当社は、平成28年9月15日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式(以下に定義します。)の全部(ただし、当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の取得(以下「本全部取得」といいます。)を目的とする株主総会を招集することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の3に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本全部取得の目的

平成28年6月30日付当社プレスリリース「東京証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は平成27年3月期及び平成28年3月期と二期連続での債務超過となったため、当社株式は同年6月30日をもって整理銘柄に指定され、同年8月1日の上場廃止となりました。

そして、このような当社の現状や上場廃止により当社株式の市場流通性が失われたこと等を考慮した結果、当社は、親会社である株式会社ファイの完全子会社となることが妥当との判断に至りました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年9月30日開催の臨時株主総会及び当社の普通株主様を構成員とする種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社を親会社である株式会社ファイの完全子会社とするため、以下 から の方法(総称して、以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することといたしました。

当社の定款の一部を変更して、下記(2)において定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。

上記 による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を420万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

会社法第171条第1項並びに上記 及び による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式420万分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社ファイ以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付される 種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

(2) 取得対価の内容

会社法第171条第1項並びに上記(1) 及び上記(1) による変更後の当社の定款に基づき、下記(6)において定める取得日において、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じる時点の直前時の当社の全部取得条項付普通株主(但し、当社及び会社法第172条第1項の申立てをした株主を除きます。)に対して、その有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を420万分の1株の割合をもって交付するものといたします。

なお、取得対価である 種種類株式の内容は以下のとおりです。

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(3) 取得対価の内容の算定根拠

当社は、本全部取得が本完全子会社化手続の一環として行われるものであることから、株式会社ファイ以外の各株主様に対して当社が割り当てる 種類株式の数が1株未満の端数となるようにするため、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様に対して、その有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種類株式を420万分の1株の割合をもって交付するものいたします。

(4) 会社法第234条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

一に満たない端数の処理の方法

上記「(3)取得対価の内容の算定根拠」に記載のとおり、本全部取得の結果、株式会社ファイ以外の各株主様に対して当社が割り当てる 種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対するA種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種類株式を株式会社ファイに売却することを予定しております。この場合のA種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が有する全部取得条項付普通株式の数に1円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

上記 に記載のとおり、全部取得条項付普通株式の株主様には、その保有する全部取得条項付普通株式の数に1円を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定です。

当該金額は、当社から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングによる当社株式の価値算定に基づき算定される金額であります。

(5) 当社が全部取得条項付普通株式を取得する日

平成28年10月25日

以上